

奈良県告示第三百八十五号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者・住所	所在地
<p>日本聖公会八木 基督教会 会 堂</p>	<p>一棟</p>	<p>木造、建築面積一七八 ・六平方メートル、棧 瓦葺一部銅板葺 附 家具 三十一件 祭壇（大）一、 祭壇（小）一、 祈祷書台一、 リタニーデス ク一、主教座 椅子一、一人 掛椅子一、長 机（小）一、 長机（二人掛 椅子）二、二 人掛椅子三、 説教台一、聖 書台一、長机 （大）一、長 机（中）一、</p>	<p>宗教学法人日本聖 公会八木基督教 会 橿原市南八木町 一丁目八番一号</p>	<p>橿原市南八 木町一丁目 八番一号</p>

工芸品の部

	紙本金銀泥春日社頭図(伝春日権現験記台) 六曲屏風	名称
	一隻	員数
	宗教学法人春日大社 奈良市春日野町一 六〇番地	所有者・住所
	奈良市春日野町一 六〇番地	所在地

絵画の部

	木造四天王立像	名称
	四軀	員数
	宗教学法人法楽寺 生駒市高山町六六 〇一番地	所有者・住所
	生駒市高山町六六 〇一番地	所在地

彫刻の部

	長椅子(大) 八、長椅子(中)三、長椅子(小)三、 洗礼盤一 正門 一所 コンクリート造 両袖塀付柱門、 間口三・九五メートル、 棧瓦葺、 東方潜戸付

古文書の部

大峯葛城入峯日記	名 称
四冊	員 数
公益財団法人阪本 龍門文庫 吉野郡吉野町大字 上市一五一番地	所有者・住所
吉野郡吉野町大字 上市一五一番地	所在地

黒漆厨子	名 称
一基	員 数
宗教法人唐招提寺 奈良市五条町一三 番地四六号	所有者・住所
奈良市五条町一三 番地四六号	所在地